

社会福祉法人 山家連福祉事業会 役員及び評議員等の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 理事長は報酬を支給する。
- (2) 理事長以外の役員、評議員及び評議員選任・解任委員は勤務（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会開催等）に応じ日当を支給する。
- (3) 常勤職員兼務の役員には報酬等は支給しない。

(報酬等の算定支給方法)

第3条 理事長及び理事長以外の役員、評議員並びに評議員選任・解任委員への報酬等は次の通りとする。

- (1) 理事長の報酬は、月額30,000円とし、月末に現金にて支払う。
 - (2) 理事長以外の役員、評議員及び評議員選任・解任委員は、報酬5,000円とし、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等が開催された時に現金にて支給する。
- 2 法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 常勤職員以外の役員、評議員並びに評議員選任・解任委員には、自宅から理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の開催地及び目的地までの交通費を、鉄道運賃により現金にて支給する。

(報酬等の日割計算)

第4条 理事長の報酬は月額とし、月の途中で就任し、又は退任した場合の報酬額についても定額とする。

(規定の変更)

第5条 この規定を変更しようとするときは、評議員会及び理事会の決議を得て行わなければならない。

附則

平成29年 1月 23日 施行

令和 6年 6月 27日 改正 報酬額変更